

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(有効性評価 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料4-3
提出年月日	令和5年6月6日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230308-01	1	本文19/51ページ) 伊方の「代表プラントと機器搬入口の基本構造は同様に、機器搬入口の胴及び取付部は・・・」と記載している一方、泊は「取付部」のみであり記載が異なるので、記載の妥当性について確認し説明すること。	R5. 3. 8	回答済	R5. 3. 31 ヒアリング	機器搬入口の「胴及び取付部」を含めてモデル化し、許容応力を評価している。よって、「胴及び取付部」が「その評価結果に包絡される。」とするのが妥当であるため、記載を適正化した。	第481回ヒアリング 資料3-1『泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価 (SAE9 r. 6. 0)』 p. 11, 2-2  第481回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 比較表 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価 (SAE9-9 r. 6. 0)』 p. 19/51, 30/161	
230308-03	2	145/162ページ) 格納容器の保全実績を踏まえた記載内容を検討し説明すること。	R5. 3. 8	回答済	R5. 3. 31 ヒアリング	原子炉格納容器本体鋼板の肉厚測定に係る保全実績を踏まえ、記載を拡充した。	第481回ヒアリング 資料3-1『泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価 (SAE9 r. 6. 0)』 p. 参1-1  第481回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 比較表 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価 (SAE9-9 r. 6. 0)』 p. 144/161	
230308-07	3	本文31/51ページ) 大飯との差異理由について、格納容器の評価方針に基づくとしているが、内容が分かるように記載し説明すること。	R5. 3. 8	回答済	R5. 3. 31 ヒアリング	鋼製格納容器の先行審査実績と同様の記載であるという意図にて、相違理由を「鋼製格納容器の評価方針に基づく記載である」としていた。一方、大飯同様に記載する必要があることを確認したため、記載を拡充した。	第481回ヒアリング 資料3-1『泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価 (SAE9 r. 6. 0)』 p. 19  第481回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 比較表 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価 (SAE9-9 r. 6. 0)』 p. 31/51	

\*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230308-08	4	本文37/51ページ) 評価対象外としている脆性破壊の記載について、女川を参考に適正化を検討し説明すること。	R5. 3. 8	回答済	R5. 3. 31 ヒアリング	伸縮継手の脆性破壊が評価対象外であることを明示するため、女川を参考に記載を拡充した。	第481回ヒアリング 資料3-1『泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価 (SAE9 r. 6. 0)』 p. 23  第481回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 比較表 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価 (SAE9-9 r. 6. 0)』 p. 37/51	
230308-10	5	64/162ページ) 伊方に記載しているなお書きの記載について、同様に記載する必要があるか検討し説明すること。	R5. 3. 8	回答済	R5. 3. 31 ヒアリング	なお書きについて、伊方同様に記載する必要があることを確認したため、記載を拡充した。	第481回ヒアリング 資料3-1『泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価 (SAE9 r. 6. 0)』 p. 4-4  第481回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 比較表 付録2 原子炉格納容器の温度及び圧力に関する評価 (SAE9-9 r. 6. 0)』 p. 63/161	
230308-13	6	全般) 「限界温度・限界圧力」, 「評価温度・評価圧力」の定義を確認し, 最新の先行審査実績を反映する方針を踏まえた上で, 有効性評価全体での統一を図ること。	R5. 3. 8	回答済	R5. 3. 31 ヒアリング	先行審査実績を踏まえ, 有効性評価全体において「限界温度・限界圧力」に記載の統一を図ることにした。		

\*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。